

平成27年

第10回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成27年第10回教育委員会会議録

1 期 日 平成27年6月4日 木曜日

2 場 所 潟上市立大豊小学校会議室

3 開 会 午後3時10分

4 閉 会 午後4時21分

5 出席委員 北林真知子

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

岩佐 信宏

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

義務教育課長 廣野宏正

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

7 会議に附した議案

議案第23号 秋田県立博物館協議会委員の任命について

議案第24号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

8 議決した事項

議案第23号 秋田県立博物館協議会委員の任命について

議案第24号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

9 報告事項

- ・平成27年度秋田県立秋田明德館高等学校定時制課程、秋田県立横手高等学校定時制課程10月入学生募集要項について
- ・平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針について
- ・平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について
- ・平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について

10 会議の要旨

【北林委員長】

ただいまより、平成27年第10回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は2番長岐委員と4番岩佐委員にお願いします。

【北林委員長】

はじめに、議案第23号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第23号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

今回任命される委員の任期は7月9日からということですが、この後、年に何回くらいどのような内容の会議が開催されるのですか。

【生涯学習課長】

協議会は年2回開催しており、博物館の運営に関し館長の諮問に応じて、いろいろな意見を述べることになっています。昨年度は、5年先の博物館の運営のあり方等について意見をいただきました。具体的には、博物館から情報発信をもっとするべきだという意見を受け、ホームページのトップページを新しくしたり、フェイスブックは毎日更新するように努めて、館内の様子をリアルタイムで紹介するなど、利用者の声をご提供いただいて運営等に生かしております。

【北林委員長】

今回任命される委員は、充て職の方ですか。

【生涯学習課長】

今回、公募委員も3名入っております。再任5名、新任7名です。充て職だけではなく、「利用者」と一括りになっておりますが、4名のうち3名が公募委員として新しく任命されております。

【北林委員長】

公募の方が、再任されることはあるのですか。

【生涯学習課長】

だいぶ前に再任はありますが、今回は入れ替わりになります。

今回の「利用者」のうち、大学生の方が就職されて一般の方になられていますが、そのまま利用者の代表ということで再任させていただいております。

【北林委員長】

他にございませんか。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第23号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第23号を原案のとおり可決します。

次に、議案第24号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第24号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

こちらは充て職の方が異動されたので、後任の方が委員になるということですね。

【生涯学習課長】

そういうことでお願いしております。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第24号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第24号を原案のとおり可決します。

次に、報告事項に入ります。「平成27年度秋田県立秋田明德館高等学校定時制課程、秋田県立横手高等学校定時制課程10月入学生募集要項について」、高校教育課から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「平成27年度秋田県立秋田明德館高等学校定時制課程、秋田県立横手高等学校定時制課程10月入学生募集要項について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

この時期に募集することの意義について、お知らせください。

【高校教育課長】

通常、学校は4月からですが、年度途中で学校を変えて新しい環境で学びたいという生徒に対応しております。

【田中委員】

出願資格に、「現在高等学校に在籍していない者」とあります。今、別の高校に在籍している生徒が受験したいという場合は、退学の手続きを取ってから受験しなければならないということでしょうか。

【高校教育課長】

転学という制度もありますし、新しく入学ということもありますので、状況に応じて、在籍している場合は転学ということでこちらに入るという場合もあります。

【田中委員】

そういうことも可能なのですね。

【長岐委員】

明德館高校は、春の入試では倍率も高いですし、受験したから入れるという学校ではないですよ。そうすると、今の時期に募集をするのは、空きがあるということですか。それとも、明德

館高校自体に空きがあったということでしょうか。

【高校教育課長】

明德館高校は、Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部に分かれており、Ⅱ部はかなり定員一杯ですが、夜間の部は空いているということもあります。そういうこともあって、一概に全部の定員が一杯ということでもありません。

【長岐委員】

ある一定の水準に達していなければ、受験しても必ずしも全員が入るということではありませぬ。学校を辞めて困っている人を救うという意味ではないのですね。

【高校教育課長】

必ず全員入るというわけではございません。

【伊藤委員】

Ⅰ部とⅡ部は、3年課程でしたでしょうか。

【高校教育課長】

一応、4年ですが、3年でも修了できるようなシステムがあるということです。

【伊藤委員】

今の時期に入学した場合、9月卒業もあるということですか。

【高校教育課長】

基本は4年ですが、単位をたくさん取得していけば3年で卒業もできますし、3年半ということもあります。9月卒業もあります。

【北林委員長】

卒業はあくまでも取得した単位によるもので、時期は3月か9月で、2度機会があるということですね。

【北林委員長】

他になければ、次に「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

試験で採点ミスや出題ミスがあったということはたまに聞いたりもしますが、試験問題が漏れたという話はないですね。どうやって作成しているかは、もちろん教えてはいけないことですが、漏れない対策を相当取っているのでしょうか。

【高校教育課長】

セキュリティなどに関しては、絶対に漏れないように配慮してやっています。外部とつながらないようにやっています。

【鎌田次長】

作問に関しては、セキュリティ上のウィルス対策などをしっかりしていることと、口から漏れるということについては、そういうことがないように何度も教育しているところであります。

【北林委員長】

ある国家試験では、出題より多く問題を作り、最終的にどの問題が出題されるのか、作問した先生方も知らない状態で試験が行われるそうです。そういう形をとられているのですか。

【鎌田次長】

その形式とは多少違いますが、作問者は与えられた自分の課題に対して、何問か作問します。しかし、提出した段階で教科内で話し合われて、削られて、そして形として一回出したものを、さらに外部の検討委員がそれをまたチェックして、これは使いものにならないとなると次のものを出して、一つずつ出していくという方式をとっております。

【伊藤委員】

これからセンター試験なども変わっていき、例えば、他者と交渉できるような能力や、自己主張したり、様々な問題解決能力などを見る試験が今後増えていくと言われていています。そうなったときに、高校入試のあり方や、もっと今までの秋田型の探究型学習などをうまく吸い取っていけるような試験方法など、今後、検討していく必要が出てくるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

【高校教育課長】

今、伊藤委員がおっしゃられたとおりで、社会の情勢も変わってきますし、学習指導要領も変わってきていますので、常に必要な課題等を話し合い、他の意見も伺いながら見直しをしております。そのあたりはご意見を伺いながら改革していくつもりです。

【伊藤委員】

試験が変われば、勉強も変わってきますよね。

【高校教育課長】

その時代、時代で、内容や時間配分、新しい設問の仕方だったり、そういったことは今までもやってきております。

【伊藤委員】

こういった入試を、目指す子どもの学習を託せるようなものにすれば、そういった学習成果が身に付きやすいのかもしれないね。

【高校教育課長】

そのとおりだと思いますので、そういったご意見を基に進めたいと思います。

【鎌田次長】

本県ではご存知のとおり、中学校、義務教育課と連携して、検証改善サイクルを行っていて、入試はそのサイクルの中の一環として行っております。ですから、本県の場合は他県よりも早く、例えば、活用する力とか、そういうものを見る力というのは、どんどん新しいものをに入れてやってきている県だと自負しております。この後も、その時代に合わせて、求める力が変わってくれば、本県の場合は先進的に変えていくことになろうかと思っております。

【岩佐委員】

国語で聞く力が試されているのですね。これは、リスニングして内容を把握する能力だというように解釈していますが、これはスピーカーを通してやっているのですか、それともレシーバーのようなものですか。

【高校教育課長】

スピーカーです。

【岩佐委員】

機器のトラブルなどは、今までないのでしょうか。

【高校教育課長】

各学校では、まずそういうことのないような準備をしますが、万が一、そういうことがあっても、CDなども含めて対応できるように準備しています。

【岩佐委員】

バックアップも含めて準備しているということですね。

【高校教育課長】

リスニングの試験は以前からありますので、まず同じように、機器に関しては慎重に慎重を重ねております。

【北林委員長】

今日は、インクルーシブ教育システムというテーマでここに来ましたので、関連して伺いたいのですが、インクルーシブ教育が普及することで、高校の入学試験で何か変わったこと、何か変わる要素はありますか。

【鎌田次長】

これは数年前からですが、入試で特別な配慮を要する生徒がいる場合には、中学校からこういうような配慮をしてほしいという申請をしていただきます。例えば、難聴なので別室で受けたいとか、一番前の席にしてほしいとか、字が小さいと見えづらいので問題を拡大してもらえないかとか。拡大ということは今まで例がなかったのですが、そういうような配慮事項が上がってきたものを基にして、高校教育課で一つ一つ高校側とやり取りして、これは認めていいかどうかということを検討して、大抵の場合には、そういう生徒たちが受けやすいような形で実施している次第です。

【北林委員長】

問題が変わるということはないのですか。

【高校教育課長】

ございません。同じ問題です。

【北林委員長】

何か変えなければならぬようなことや、その可能性があるのかなと思ったものですから。特別支援教育課では、いかがですか。

【特別支援教育課長】

今、鎌田次長が答弁したところが基本になっておりまして、障害、インクルーシブというのはどこまでの範囲かというところにもなっていくますが、発達障害で知的な遅れがないといった方々は、障害の特性に応じて、高等学校にも受験して入っております。その方々に配慮したということになっていきますと、「個」になっていくというところがあります。ただ、その方々は、中学校時代に教科指導ということもちゃんとやってきて、高校に進学するというので教育相談をしてきたと思いますので、その中でいろいろな情報提供などは、これからかなり行われていくのではないかと思います。入試そのものは変わりはないのではないかと思います。

【伊藤委員】

回答の筆記の部分でパソコンを使うとか、時間を延長するなど、具体的には個々に合わせるとありますが、そういった前例はかなりあるものですか。

【鎌田次長】

前例として、ないわけではありません。しかし、時間延長に関しては、相当慎重に不公平感がないように配慮して、今までも1、2例あったかないかくらいだったと思います。パソコンでの

回答はございません。

【高校教育課長】

場面場面で、人によって要求も違いますので、話を聞きながら、学校と高校教育課がやれる範囲で不公平感がないような形も含めて、毎回対応しているということです。

【北林委員長】

その時々に応じて配慮するということですね。インクルーシブ教育システムについては、これからはそういうことも考えていく必要があるのだと思います。

【北林委員長】

他になければ、次に「平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について」及び「平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について」及び「平成28年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

特別選抜では「小論文」、一般選抜では「作文」がありますが、小論文と作文では何か意味合いが違うのでしょうか。あえて表示を変えているのには、何か意味があるのでしょうか。

【鎌田次長】

今までの内容ですと、例えば、データなどを整理して、それを基にこのことについてどう思うかとか、グラフなどを基にしてそれに対しての考え方などを問うのを小論文としていました。作文は、これから自分はどのような技術者になりたいか、どんな介護士になりたいかとか、そういったものを作文として区別していたように思います。

【高校教育課長】

テーマを設定して、それに基づいて書くというのを小論文として、一般的な題材について書くのを作文としています。

【長岐委員】

何々のテーマについて述べよというのは、作文だと思います。材料を与えて、これを分析して述べよというのは、小論文だと。そういうことでよろしいですか。

【高校教育課長】

そのようです。

【長岐委員】

受験生は、そういうことについて理解していますか。ここで言う小論文は、こういう形式のもので、作文というのは、こういうものだ。そこはその場で判断させるという能力も問うということですかね。

【高校教育課長】

検査問題等作成方針に少し書いてありますけれども、これ以上の詳しいことはなかなか出せないのではないかなと思っております。

【長岐委員】

そうすると、その対応能力も試験のうちだということになりますね。

【高校教育課長】

そのとおりであります。

【田中委員】

専攻科第一期生の卒業式に出席したときに、高校を卒業した後の2年間で、短大卒業レベルのことを身に付けて卒業するのですが、短大卒扱いではなく専門学校扱いで、会社によっては給料面で違いがあるというお話を伺いました。

実際、ここを卒業するとどういう最終学歴になるのかということと、就職した先で短大卒と専攻科卒では、何か待遇面で違いがあるのか、もし違いがあるのであれば、それをなくす手立てがあるのかということをお教えください。

【高校教育課長】

短大卒にはなりません。その話は私も聞いたことがありますが、それでもってこっちのほうが有利だというような情報はあまり聞いてはおりません。給料面は会社によるのではないかと思いますし、それでもってこっちが不利だったということはないと思います。

元々、専攻科を開設するときに、地元の要請で、地元で働くために育てたい、専門的な力を付けさせたいといって、地元に出て行って引き受けてもらった生徒たちなので、地元では愛されて、仕事の面でも活躍していると聞いています。そこで差があってどうのこうのということは、あまり聞いたことがありません。

【鎌田次長】

資格としては、高卒になります。専門学校卒ということにはなりません。あくまでも高等学校卒で、専攻科卒と付くには付くのですが高卒でございます。

待遇面につきましては、課長からもお話がりましたが、この学校ができるときに、商工会や地元の企業等をほとんどあたりまして、短大卒と同じ待遇で採ってほしいということをお願いし

てきておまして、まず少なくとも商工会や回って歩いた企業は、それで対応しますというように言ってくれたというような経緯があります。ただ、それと関係のない県外などに行った場合は、その企業の対応によってしまうということになりますけれども、扱いとしてはそういうことになります。

【長岐委員】

もちろん社会の企業では、学校歴で給与面のランク付けをしている企業がないわけではありません。ただ、一般的な傾向としては、その人が今何ができるか、どうするかということだと思います。教育は、学校歴を付けるものではなくて、学ぶ歴を付けるんだと。だから、この方々は、高卒という資格しかないかもしれないけれども、学ぶ歴はあるのだから、誇りを持って高い給料のところに行ったほうがいいと思います。それくらいの意気込みで、プライドを持って入学して欲しいと思います。どうせ短大卒にはならないし、まして大卒も無理だし、高卒だからというような考えではなくて、学ぶ歴史を付ける、それくらいの気概を持って頑張れとエールを送りたいです。

【高校教育課長】

非常にありがたいお話で、私もそのとおりだと思います。地元から必要とされるスキルを2年間で身に付けて、地元で必要とされる職場に入っていくのだという気持ちを、生徒たちは持って出て行っています。地元で活躍していますし、ちょうど今、地元でやれる学生を育てるというのが、秋田県の一番大きな課題で、この方たちは頑張ってくれるのではないかと考えていますし、入学した生徒さんには、技術を身に付けて卒業してもらいたいと思っています。

【伊藤委員】

先ほど、2年学んでも高卒だというお話がありました。それでもここに入るメリットというものを、もう少し印象付ける必要があるのではないかと考えました。何を身に付けたのか、どういう資格を取得したのかというようなことをリストアップできるくらい、履歴書にたくさん書けるくらいの実績などを付けていければと思います。

【高校教育課長】

特に工業系は、資格などはたくさん取得していますので、そういったものは必要とされる技術力といった面での証拠になっていくと思います。介護は、資格もありますが、地域での実習なども含めて、技術的なもの、経験的なもの、様々なものがその実績として積み重なっているというように我々は思っています。それを今度どうPRしていくかというのは、一つ課題としてあります。

【伊藤委員】

そう考えたときに、長岐委員がおっしゃるとおり、積み上げたものを県内だけではなくて、県外に出て行くという人がいても仕方がないかなという気はします。

【田中委員】

この専攻科の生徒はとても意欲的に勉強をして、介護のほうは国家資格の合格率が100%だったり、頑張っているらしいです。確かに、学歴ではなくて学んだことが大事なのだというところは、それはそう思いますが、やはり社会に出たときに、学んだだけの実績が形として残るために何かできないかと。商工会の方やPTAの方から、やっていることはほとんど同じなのに、短大卒ということにならないので残念だということを伺った覚えがあるので。ここは入りたい方も多くて倍率も高いですし、せっかく学んだことなので、もう少し何かできないものかと思ったのですが、制度的には何ともならないことなのですね。

【義務教育課長】

制度として、高等学校があって、短期大学、大学という校種の中で、それぞれ設置についての要件が異なりますので、中身として同程度のものという実質面は確かにいろいろあるかと思うのですが、やはり設置のときの満たしている要件など、そういったことが違いますと、学校としての扱いは区別されざるを得ないです。

社会で校種の違いをどう捉えるのかということは、また別の話ではありますが、学校として同じ事をやっているのだからと言われても、違う学校である限りは、その学校を卒業したという扱いにせざるを得ないというのが現行の制度です。

【鎌田次長】

付け加えてですが、ここを卒業したときの就職時のメリットというのは、先ほど言ったとおり、短大卒と同じくらいの給料として、まず少なくとも地域の企業に一応は理解してもらっているということ。それから、高校の場合は9月が就職試験解禁日ですが、資格は高卒なのですが、短大・大学と同じ解禁日で動けます。ですから、もう今くらいになると就職活動ができて、早めに専攻科卒の生徒たちは就職を決めてしまうことができるというようなメリットがあります。

【北林委員長】

工業系は分かるのですが、介護の方は、高校だけでも資格は取れますよね。実際、資格を取って就職していますね。専攻科に進んで2年勉強することによって、資格のレベルアップがあるのですか。専攻科は、就職に直結したものですよね。大学のための予備ではないので、そのあたりはシビアだと思うのですが。介護福祉士の場合は、2年多く勉強することで何が違うのですか。

【高校教育課長】

介護福祉士の資格としては、普通高校では取得できません。国家資格取得が一番だろうと思います。介護実習等を通して、そういう介護の力を身に付けて、最終的には介護福祉士の国家試験が一番大きいところですよ。

【北林委員長】

それはそうなのですが、高校でも資格取得はできますよね。

【高校教育課長】

福祉科であれば取得できます。

【北林委員長】

福祉科に進んだ人が、さらにここで2年勉強するメリットは何なのか、それとも高校生のときには介護の道に進もうとは思ってなかったけれども、進路を変更するために2年行くという方策のためなのか。そうだとすれば国家試験的には、変わらないですよ。高校入試のときから福祉科を志していた人と、専攻科を出た人では、国家試験の結果には変わらないのか、それとも、もっと別なメリットがあるのでしょうか。

【鎌田次長】

六郷高校は皆さんご存知のとおり、高校で介護福祉士の資格を取れるのですけれども、この資格は厚生労働省が管轄していて、必要な単位を取得するために、六郷高校の生徒たちでも、夏休みや冬休みの時間もほとんど勉強あるいは実習に行って単位を取らなければいけないような状況で、非常に難儀して単位を取っている状況にあります。また、県全体で見てもそういった福祉関係の資格を持った人材が必要との要望で専攻科を作ってきたのですけれども、委員長が言うように、六郷高校で取った介護福祉士と専攻科を出てから取った介護福祉士は同じです。基本的には、六郷高校を出て合格した生徒は、専攻科に行かないというように考えていただければいいと思います。

専攻科の場合は、普通高校で学んでいくうちに、介護福祉士の資格をぜひ取りたいと思う生徒たちが進学します。専攻科ですので、専門的に十分にこの2年間でゆとりをもって取ることができます。

【北林委員長】

そうであれば、専攻科は、専門性を高めるというよりは、新しい進路のための短大や専門学校と同じような位置付けになりますか。

【長岐委員】

一回で受かる人だけとは限らないので、ワンチャンスが欲しいという人もいるのではないですか。

【伊藤委員】

似ている問題で、准看護師があります。例えば、以前は高校に看護科があって、それで准看護師になった人と、普通高校を出てから専門学校に行って准看護師を取ったとか、そういう方もいますね。それは選択だと思うんですね。いろんなキャリアアップの道考えたときに、例えば、教養教育というのは大事で、普通高校を出て看護科に行く人と、最初から看護科に行く人とは、教養教育の量というのは少し違うので、後から加える分にはいいのですが、昇格などを考えたときに、意外と看護師さんの場合には専門学校よりは大学のほうがいいのか、普通高校を出て看護大学に行くとか、そういう形のほうが最近では好まれています。ただ、早くに技術を持つという場合には、そういうものも一つの選択としてはあるかなというように思います。本当にその人、

その家族の選択によるものだと思います。

【北林委員長】

つまり、履歴書に書かれる文字面は同じだけれども、中身は違うということですね。

一つの資格を取得するときに、いろんな道があって、その選択肢が用意されているということですね。今、学歴が長くなってきている成熟社会の一つのあり方ですね。

【高校教育課長】

中学校段階である程度、自分は福祉方面に進んで資格を取りたいという子どもたちは、六郷高校の福祉科に行って、時間もたくさんかかって大変だけれども、それでも取りたいと目指して取りますが、普通科でいろいろ勉強しながら自分の進路を考えて、私は高校を卒業したら福祉のほうに進みたいというときに、専攻科だったり、専門学校だったり、短大だったりという中の一つとして、地元にあるこの専攻科で勉強することを選択してここに来ています。

【北林委員長】

今の日本の教育制度の中では、高校生は年齢が決まっていて、高校を卒業した人はもう一回高校に入れませんか。だから、日本の教育制度の中では、やり直しがきかない、再チャレンジを阻害する部分が教育制度の中にあると思っています。

その中において、この専攻科というのも、18歳、あるいは19歳で、高校を卒業したらすぐ入らないといけないものなのか、それとも、一回キャリアを積んで、もう一度戻るようなことができるのか。短大だったらいくらでも入れますよね。そういう面ではどうなのですか。

【高校教育課長】

戻ってこれます。

【北林委員長】

では、一度社会に出てから入るといった選択肢になり得るということは、日本の教育制度のバリアフリー化ですね。

【義務教育課長】

高等学校も何歳にならないと入れないというのがありますが、何歳を過ぎたら入れないということはありません。

【北林委員長】

二度目も入れるのですか。

【義務教育課長】

高校時代をやり直したいというニーズはあるかもしれないですが、一度修了してしまうと、学校の仕組的に、一度終えた高等学校課程をもう一度やり直すということではなく、もう終えたので、別の次の学校、専門学校なりそういった場で学ぶという前提が一応ありますので、高校を卒

業して、さらに学びたい、こういうことをもう一度深めたいということのニーズについて、高等学校にもう一度入学すればよいという考え方には今ありません。

【北林委員長】

普通高校を出て、工業高校に入り直したいというのは、今できないですよ。

【鎌田次長】

法的には、違う課程の場合には許されています。普通高校を出てまた普通高校に入るのはできませんが、工業高校を受けたいという場合には、これはあり得るのです。あり得るのですけれども、受験させるほうも十分に吟味した上でないと、本当に気持ちがあるのかとか、そういった面は相当見ますので、実際にはほとんどないというのが現状です。

【北林委員長】

法律的には種類が違えば、例えば、商業を出たけれども工業に行きたいということとはできるということですね。

【鎌田次長】

法的には、あり得るはずですよ。

【北林委員長】

日頃からそういうことができればよいと思っているので、制度的に不可能であれば、生涯学習課の講座などで、授業が受けられるようなシステムも考えられるだろうと思って申し上げました。

寿命も長くなっているし、退職してから年金が出るまでの空白期間もあり、再就職の意欲も高いですよ。そういうニーズに応じていかなければいけないとっていて、これからは教育もバリアフリーにしていくべきだと思っています。今の法律の中でそれができるのであれば、具体的に考えていかなければならないとっていました。そこにこの専攻科の問題が出てたので、フレキシブルにここの2年を使えるのかどうかということをお聞きしたかったのです。そうであれば、選択肢が増えたということで、とてもいいことですね。

【伊藤委員】

看護師という職種にもいろんななり方があって、その看護師の中でも正看と准看があるように、介護士の中でも、高校を出て介護士になるとか、大学を出て社会福祉士をやるとか、それから、管理職にまわる方、最後まで現場をやる方もいますし、範囲が広いんですよ。だからやっぱり、その人のレベルに合わせていろんな職種が確かにあると思うのですけれども、せっきくの専攻科の2年が今後のキャリアアップにつながるようなものであったほうが、やはり望ましい感じはしますね。介護職は歴史が浅いので、管理する人たちがあまりいないんですよ。

【高校教育課長】

先ほど次長がおっしゃられたのは、普通科を卒業してからまた再入学するというような、そういうことができないという法律がないので、という解釈です。

【北林委員長】

他にございませんか。

それでは、予定された案件は以上ですが、その他にございませんか。

【長岐委員】

今日は、潟上市教育委員会と大豊小学校のおかげでインクルーシブ教育ということが、イメージとして非常によく具体化されて、意義深かったと思います。

会議から教育長が参加していますので、「インクルーシブ」という言葉は、英語でどういう語源なのか、私たちが議論しているようなインクルーシブと必ずしも一致する必要はないのですけれども、一般教養として締めに来ていただければと思います。

【米田教育長】

インクルーシブ教育に関しては、実態がどのようなものであるのか、いろんなものが含まれているということは、もう皆さんに私が言うまでもないことでありますので、インクルーシブの元々の語源的なものについてお話しします。

動詞はincludeです。「in」は、もちろん「中」ですね。「clude」は、ラテン語のcludereあるいはclauceの「囲む、閉じる」という意味があります。「in」があって、更に中に閉じるのだから、まさに「包容する、包含する」という意味もあるのですけれども、障害者の権利に関する条約第24条の「inclusive education system at all levels」が、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」と仮訳されています。「at all levels」が、「あらゆる段階の」で、「education system」が「教育制度」です。「障害者を包容する」という部分が、この「inclusive」となっています。おそらくこれでも「inclusive」本来のというか、ここで使われている「inclusive」の意味をしっかりと日本語としても表すものでないで、やむを得ず「インクルーシブ」とそのまま使っているんだと思います。そういう含みがあるということですね。逆が、excludeです。「ex」は「外」ですから、外のほうにある部分を囲い込んでしまう、だから「排除する」ということですね。

【長岐委員】

そうすると私たちが、インクルーシブ教育だと言っていることは、語源的に言ってもあながち外れてはいないと。むしろ当たっているというように理解していいですか。

【米田教育長】

障害を持っている人も持っていない人も含めて、一緒にやるということですね。

【長岐委員】

そうすると、そのままインクルーシブのままでもいいですよ。

【米田教育長】

いいと思います。むしろそのほうが意味が広くて深くていいのではないのでしょうか。

【特別支援教育課長】

今日は移動教育委員会として、午前中から見ていただいて、インクルーシブ教育＝特別支援教育という意味合いのところが皆さんに分かっていただくいい機会だったと思っています。

【北林委員長】

その他、何かございませんか。

【生涯学習課長】

インターネットセーフティに関してお知らせいたします。生涯学習課では、秋田魁新報社とのコラボ企画で「うまホと学ぼう！ネット利用」と題して、うまホのキャラクターを使ってネット利用に関する注意点などをQ&A形式で掲載しております。昨日から連載が始まり、毎週水曜日、全30回シリーズです。この後、ネット利用上の注意点をサポーター養成講座でも呼びかけながら進めていきますので、よろしくをお願いします。

【北林委員長】

この件について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

この原稿は、生涯学習課で書いているのですか。

【生涯学習課長】

原案はこちらで提案して、字数等もありますので、いろいろ編集していただいております。

【田中委員】

以前、うまホの携帯クリーナーをいただきましたが、これは販売などはしていないのですか。

【生涯学習課長】

販売ではなく、サポーター養成講座を受講した方に配っております。

【北林委員長】

サポーター養成講座というのは、これから一般の方々に周知するのですか。

【生涯学習課長】

各市町村教育委員会にご協力いただきながら、各郡市毎で計画的に、PTAの方々を中心に周知しています。

【田中委員】

一昨年からされている「ネットに少し詳しい大人」の事業ですね。

【生涯学習課長】

そうです。

【北林委員長】

うまホが自己紹介していますが、子ども向けですから、簡潔に「うまくスマホを使えるためのキャラクターだよ」と言ってほしかったです。だから馬が出てきたんだと。そののところを書いてほしかったなと思います。

【伊藤委員】

もし予算があれば、インターネット利用の心配な中高生向けに、このうまホを配付するというのは難しいのでしょうか。いいアピールになると思うのですが。

【生涯学習課長】

そこまでの予算は厳しい状況です。実はこれは県民生活課の予算で作らせていただいたものがありますので、今後、考えて参ります。

【北林委員長】

他にございませんか。

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。